

議第 81 号

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化について、標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）への移行に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第 19 条第 11 号の規定に基づく特定個人情報の提供を行う事務を追加するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年下呂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<u>下呂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u>		<u>下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u>	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
実施 機関	事務	実施 機関	事務
1～5	（略）	1～5	（略）
<u>6</u> <u>市</u> <u>長</u>	<u>市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
<u>7</u> <u>教</u> <u>育</u> <u>委</u> <u>員</u>	<u>就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>		

改 正 後			改 正 前		
	会				
8	住登外者宛名番号管理機能によ				
教	る住登外者の情報の管理に關す				
育	る事務であって規則で定めるも				
委	の				
員					
会					

別表第 2 （第 4 条関係）

実施 機関	事務	特定個人情報
1 市 長	児童福祉法 （昭和22年 法律第164 号）による障 害児通所給 付費、特例障 害児通所給 付費、高額障 害児通所給 付費、肢体不 自由児通所 医療費、障害 児相談支援 給付費若し くは特例障 害児相談支 援給付費の 支給、障害福 祉サービスの 提供、保育	身体障害者福祉 法（昭和24年法律 第283号）による 身体障害者手帳、 精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律（昭和 25年法律第123 号）による精神障 害者保健福祉手 帳若しくは知的 障害者福祉法（昭 和35年法律第37 号）による知的障 害者に関する情 報（以下「障害者 関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの 児童福祉法によ

別表第 2 （第 4 条関係）

実施 機関	事務	特定個人情報
1 市 長	児童福祉法 （昭和22年 法律第164 号）による障 害児通所給 付費、特例障 害児通所給 付費、高額障 害児通所給 付費、肢体不 自由児通所 医療費、障害 児相談支援 給付費若し くは特例障 害児相談支 援給付費の 支給、障害福 祉サービスの 提供、保育	身体障害者福祉 法（昭和24年法律 第283号）による 身体障害者手帳、 精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律（昭和 25年法律第123 号）による精神障 害者保健福祉手 帳若しくは知的 障害者福祉法（昭 和35年法律第37 号）による知的障 害者に関する情 報（以下「障害者 関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの 児童福祉法によ

改 正 後				改 正 前			
		所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの</u>	る障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報（以下「障害児入所支援等関係情報」という。）であって規則で定めるもの			所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの	る障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報（以下「障害児入所支援等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	2 市 長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規		2 市 長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規

改正後				改正前			
			則で定めるもの				則で定めるもの
			障害者関係情報 であって規則で 定めるもの				障害者関係情報 であって規則で 定めるもの
			生活保護法による 保護の実施若 しくは就労自立 給付金の支給に 関する情報（以下 「生活保護関係 情報」という。） であって規則で 定めるもの				生活保護法による 保護の実施若 しくは就労自立 給付金の支給に 関する情報（以下 「生活保護関係 情報」という。） であって規則で 定めるもの
			中国残留邦人等 の円滑な帰国の 促進並びに永住 帰国した中国残 留邦人等及び特 定配偶者の自立 の支援に関する 法律（平成6年法 律第30号）による 支援給付又は配 偶者支援金の支 給に関する情報 （以下「中国残留 邦人等支援給付 等関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの				中国残留邦人等 の円滑な帰国の 促進並びに永住 帰国した中国残 留邦人等及び特 定配偶者の自立 の支援に関する 法律（平成6年法 律第30号）による 支援給付又は配 偶者支援金の支 給に関する情報 （以下「中国残留 邦人等支援給付 等関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの
			<u>住登外者宛名情</u>				

改 正 後				改 正 前			
			<u>報であって規則 で定めるもの</u>				
	3 (略)				3 (略)		
	4 市 長	地方税法その他の地方 税に関する法律及びこ れらの法律に基づく条 例による地方税の賦課 徴収又は地方税に関す る調査（犯則事件の調査 を含む。）に関する事務 であって規則で定める もの	国民健康保険法（昭和33年法律 第192号）又は高 齢者の医療の確保に関する法律 （昭和57年法律 第80号）による医 療に関する給付 の支給又は保険 料の徴収に関する情報（以下「医 療保険給付関係 情報」という。） であって規則で 定めるもの 介護保険法（平成 9年法律第123 号）による保険給 付の支給、地域支 援事業の実施又は保険料の徴収 に関する情報（以 下「介護保険給付 等関係情報」とい う。）であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情 報であって規則</u>		4 市 長	地方税法その他の地方 税に関する法律及びこ れらの法律に基づく条 例による地方税の賦課 徴収又は地方税に関す る調査（犯則事件の調査 を含む。）に関する事務 であって規則で定める もの	国民健康保険法（昭和33年法律 第192号）又は高 齢者の医療の確保に関する法律 （昭和57年法律 第80号）による医 療に関する給付 の支給又は保険 料の徴収に関する情報（以下「医 療保険給付関係 情報」という。） であって規則で 定めるもの 介護保険法（平成 9年法律第123 号）による保険給 付の支給、地域支 援事業の実施又は保険料の徴収 に関する情報（以 下「介護保険給付 等関係情報」とい う。）であって規則で定めるもの

改 正 後				改 正 前			
			<u>で定めるもの</u>				
5 市 長	国民健康保 険法による 保険給付の 支給又は保 険料の徴収 に関する事 務であって 規則で定め るもの	地方税関係情報 であって規則で 定めるもの		5 市 長	国民健康保 険法による 保険給付の 支給又は保 険料の徴収 に関する事 務であって 規則で定め るもの	地方税関係情報 であって規則で 定めるもの	
		国民年金法（昭和 34年法律第141 号）による年金で ある給付の支給 又は保険料の徴 収に関する情報 （以下「年金給付 関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの				国民年金法（昭和 34年法律第141 号）による年金で ある給付の支給 又は保険料の徴 収に関する情報 （以下「年金給付 関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの	
		生活保護関係情 報であって規則 で定めるもの				生活保護関係情 報であって規則 で定めるもの	
		下呂市福祉医療 費助成条例によ る医療に関する 給付の支給に関 する情報（以下 「福祉医療費支 給関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの				下呂市福祉医療 費助成条例によ る医療に関する 給付の支給に関 する情報（以下 「福祉医療費支 給関係情報」とい う。）であって規 則で定めるもの	
		<u>住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの</u>					
6 （略）				6 （略）			
7	知的障害者	地方税関係情報		7	知的障害者	地方税関係情報	

改 正 後				改 正 前				
	市長	福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの		市長	福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの	
			障害者関係情報であって規則で定めるもの				障害者関係情報であって規則で定めるもの	
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの				生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
			<u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの					
			<u>報</u> であって規則で定めるもの					
8～10（略）				8～10（略）				
11	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報（以下「障害者総合支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの		11	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護又は施設入所支援に関する情報（以下「障害者総合支援関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの					生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			福祉医療費支給関係情報であって規則で定めるもの					福祉医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

改 正 後				改 正 前			
			もの				もの
			<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>				
	12 (略)				12 (略)		
	13 市 長	介護保険法による保険給付の支給、	地方税関係情報であって規則で定めるもの		13 市 長	介護保険法による保険給付の支給、	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>				
	14～16 (略)				14～16 (略)		
	17 市 長	下呂市福祉医療費助成条例による	地方税関係情報であって規則で定めるもの		17 市 長	下呂市福祉医療費助成条例による	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの			医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			障害者関係情報であって規則で定めるもの				障害者関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報				生活保護関係情報

改正後				改正前			
		<u>報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>				<u>報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>	
18～21 (略)				18～21 (略)			
22	<u>就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>					
23	<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>					

別表第3（第5条関係）

別表第3（第5条関係）

改正後					改正前				
情報 照会 機関	事務	情報 提供 機関	特定個人情報 報		情報 照会 機関	事務	情報 提供 機関	特定個人情報 報	
1 (略)					1 (略)				
<u>2</u> 市 長	<u>住登外者宛 名番号管理 機能による 住登外者の 情報の管理 に関する事 務であって 規則で定め るもの</u>	<u>教育 委員 会</u>	<u>住登外者宛 名情報であ って規則で 定めるもの</u>						
<u>3</u> (略)					<u>2</u> (略)				
<u>4</u> 教 育 委 員 会	<u>住登外者宛 名番号管理 機能による 住登外者の 情報の管理 に関する事 務であって 規則で定め るもの</u>	<u>市長</u>	<u>住登外者宛 名情報であ って規則で 定めるもの</u>						

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化について、標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）への移行に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第 19 条第 11 号の規定に基づく特定個人情報の提供を行う事務を追加するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （1） 標準準拠システムに実装された「住登外者宛名番号管理機能」を用いる「住登外者宛名番号を付番・管理をする事務」が独自利用事務に該当すること及び当該機能を用いて住登外者宛名番号を付番・管理することは、他の事務（業務）処理の遂行を目的として行われるものであることから、個人番号を利用及び提供を行う事務に追加します。

（別表第 1、別表第 2、別表第 3 関係）

- （2） この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行します。

（附則関係）